

## **6. 耐震改修促進法による指導等に関する事項**

耐震改修促進法においては、特定建築物の所有者に対する指導・助言及び指示等並びに耐震改修計画の認定を行う行政主体として、所管区域内の建築ストックの状況を把握している建築基準法上の特定行政庁たる都道府県及び市町村長を所管行政庁として定めています。

道促進計画において、所管行政庁は、特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施するよう務めるとともに、指示に従わない者に対しては必要な指示を行い、その指示に従わなかった時は、その旨を公表することとしています。

長沼町においては、耐震改修促進法第7条に基づく特定建築物への指導及び助言並びに指示等の権限を持つ特定行政庁（北海道）との調整が不可欠であり、充分連絡調整・連携を図りながら効果的な指導等を進めていくこととします。

## **7. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項**

### **(1) 促進方策**

北海道では、市町村及び建築関係団体で構成する「(仮称) 全道建築物等地震対策推進協議会」を設置し、建築物の耐震化の推進を図ることとしています。

長沼町においては、上記協議会を活用し、耐震化への取組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を促進することとします。

### **(2) 計画の取扱い**

この計画は、原則として5年ごとに検証し、必要に応じ変更することとします。

長沼町耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。